

業務及び財産の状況に関する説明書類

第17期 令和5年 2月 1日から令和6年 1月31日まで

令和 6年 3月 27日作成

監査法名 フロンティア監査法人

所在地 東京都品川区西五反田二丁目25番3号

代表者 統括代表社員 藤井 幸雄

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

- a 一 財務書類の監査又は証明の業務
- 二 財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

b 平成 19年 2月 14日

財務書類の監査又は証明の業務を行うことを目的として、フロンティア監査法人を設立
主たる事務所を東京都品川区西五反田一丁目 26 番 2 号におく。

平成 19年 10月 27日

主たる監査事務所を東京都品川区西五反田二丁目 25 番 3 号に移転

平成 22年 1月 15日

財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を行うことを、
監査法人の目的に追加

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

- a 無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1)業務概要

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項ありません

(3)監査証明業務の状況

令和6年1月31日現在

(会計年度末)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	13 社	13 社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	2 社	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	—	—
⑦ その他の任意監査	1 社	—
計	16 社	13 社

(4)非監査証明業務の状況

大会社等に対して行った業務

該当事項ありません

その他の会社に対して行った業務

被監査会社ではないその他の会社等に対して、財務書類の調整、財務に関する調査立案等の業務を行っております。

その他の業務

該当事項ありません

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1)業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定め、監査責任者は、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施すること、並びに適切な監査報告書を発行することに対する責任を負っております。

当監査法人は、専門的な見解の問い合わせに関する方針及び手続を監査の品質管理規程の中で定めております。

当監査法人は、監査実施者間、専門的な見解の問い合わせの依頼者と助言者との間又は監査責任者と監査業務に係る審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を監査の品質管理規程に定めており、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行しないこととしております。

当監査法人は、すべての監査業務について監査報告書の信頼性を確保するために、審査に関

する方針及び手続に関して、審査が完了するまで監査報告書を発行しないことを監査の品質管理規程に定めております。なお、審査の形態は法人内の審査担当者により審査を行っております。審査担当者は、監査業務の主要な担当者としてのローテーションの対象であり、一定期間以上、連続して同一の監査業務に係る審査を担当してはならないことを規定しています。

当監査法人は、すべての監査業務について監査業務の質を向上させ、査閲を効果的に実施し、監査報告書の発行前に、入手した監査証拠及び到達した結論をより適切に評価するために、監査の品質管理規程において監査調書の管理に関する方針及び手続を定めています。

(2)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当監査法人は、品質管理の方針として、「品質管理に関する責任」、「職業倫理及び独立性」、「監査契約の新規の締結及び更新」、「専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」、「業務の実施」、「審査」、「監査調書」、「品質管理のシステムの監視」、「不服と疑義の申立て」、「監査事務所間の引継」、「共同監査」について品質管理規程を定め、その実施が適切になされるような責任体制を構築しております。

当監査法人は、品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定め、日常的監視ならびに定期的な検証を行っております。

(3)公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査法人の最高意思決定機関は、社員会であり、また監査証明業務の執行のための監査責任者、審査担当者は、社員より選任することとされており、監査証明業務の執行が社員以外の者から影響を受けることがないような組織形態を構築しております。

(4)直近において公認会計士法第 46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

品質管理レビュー	令和 2年 1月
改善状況の確認（フォローアップ・レビュー）	令和 3年 1月
特別レビュー	平成 28年 3月

(5)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

監査の品質管理規程に定める品質管理のシステムの監視を行っております。

品質管理担当責任者および検証担当者は、監査業務の定期的な検証を少なくとも、各クライアントの監査業務に対して 3年に1回の割合で実施しております。

また、品質管理のシステムに関する日常的監視においては、統括代表社員及び品質管理担当責任者が、監査の品質管理規程が遵守されているか、品質管理システムが有効に運用されているか、検証を行っております。

また、監査の品質管理規程に定める、品質管理のシステムに関する、方針及び手続が十分であるかどうかについては、監査の品質管理規程の改定を含め、社員会で決定しております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1)提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項ありません。

(2)提携を開始した年月

該当事項ありません。

(3)提携上の提携の内容

該当事項ありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1)提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項ありません。

(2)提携を開始した年月

該当事項ありません。

(3)業務上の提携の内容

該当事項ありません。

(4)ネットワーク及びその取り決めの概要

該当事項ありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6 人	0 人	6 人

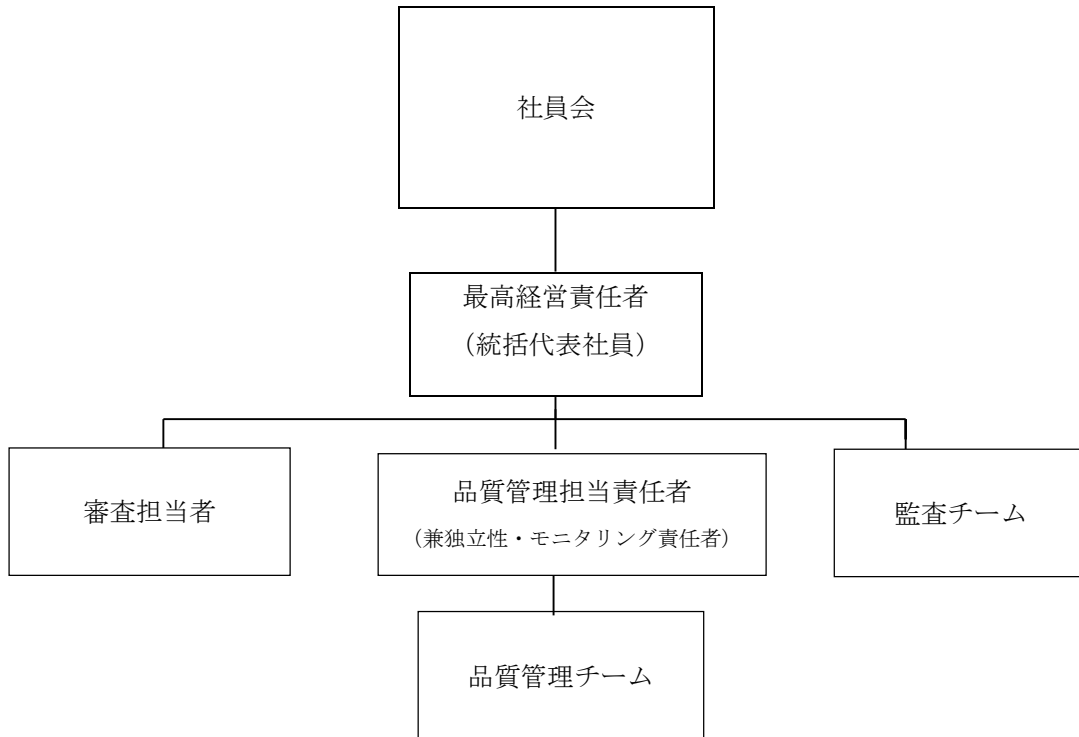
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
フロンティア 監査法人社員会		6 人	0 人	6 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数				公認会計士 である使用 人の数
		社員			計	
		公認会計士	特定社員			
(主) フロンテ ィア監査法人	東京都品川区西五反田 二丁目 25 番 3 号	6 人	0 人	6 人	1 人	
(従)						

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第16期年度 令和4年2月1日～ 令和5年1月31日	第17期年度 令和5年2月1日～ 令和6年1月31日
売上高		
監査証明業務	324,899	391,674
非監査証明業務	9,120	1,000
合計	334,019	392,674

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社ジェクシード

株式会社イメージワン

株式会社海帆

株式会社ヴィア・ホールディングス

第一商品株式会社

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

株式会社メタリアル

サン電子株式会社

太洋物産株式会社

ウインテスト株式会社

マーチャント・バンカーズ株式会社

パス株式会社

株式会社アルデプロ